## 令和6年度 県産材サプライチェーン構築支援事業 募集要領

#### 1 事業趣旨

県内の森林資源は収穫期を迎えており、約半数が林齢 50 年生以上を占めるなど、今後、大径材(末口径 30cm 以上)が増加する見込みとなっています。

しかし、大径材については現在用途が少なく、中小径丸太(末口径 30cm 未満)と比較して安値で取引されており、需要拡大が求められています。

県産材サプライチェーン構築支援事業(以下「本事業」という。)では、県産材の需要拡大に繋がる、原木流通の促進及び大径材を利用した製品の製造までのサプライチェーンの取組を公募し、そのうち優れた事業提案に対し、県の定める予算の範囲内で補助金を交付するものです。

#### 2 補助対象者

県産大径材を用いた木材製品を製造販売する事業者のうち、原木生産から製品製造までの工程において、木材の安定供給に関する取引協定を締結している者。 ただし、バイオマス燃料及びパルプチップの製造・販売を主体とする取組については対象外とする。

#### 3 補助対象経費

- (1)原木運搬経費支援
  - ・山土場から木材市場又は製品加工工場へ運搬するための経費 補助単価は1 m³あたり1,000円の範囲内とし、以下のとおりとする。
    - ア 大径材を含めた取引協定に基づくもの
    - イ 新たに安定供給取引協定を締結しサプライチェーンを構築する取組の場合の補助単価は  $1 \text{ m}^3$ あたり 1,000 円以内とする。
    - ウ 過去に本事業の採択実績がある応募者にあっては、以前と同一の協定者による安定供給取引協定に対しての補助単価は1 m³あたり継続2年目は700円以内、継続3年目は500円以内とする。
- (2) 製品加工経費支援(大径材の加工・乾燥経費を対象)
  - ・大径材を製品へ一次加工(乾燥) するための経費 補助単価は  $1 \text{ m}^3$  あたり 5,000 円の範囲内とし、以下のとおりとする。
    - ア 新たに安定供給取引協定を締結しサプライチェーンを構築する取組の場合の補助単価は  $1 \text{ m}^3$  あたり 5,000 円以内とする。

イ 過去に本事業の採択実績がある応募者にあっては、以前と同一の協定者による安定供給取引協定に対しての補助単価は1 m³あたり継続2年目は3,500円以内、継続3年目は2,500円以内とする。

### 4 補助対象外の経費

事業実施に必要な経費であっても、以下の経費は対象となりません。

- (1) 不動産取得に関する経費
- (2) 通常の企業・団体等運営に伴って発生する事務経費
- (3) 当該事業に含まれる消費税及び消費税相当額

### 5 補助の要件

本事業に応募し、補助金の交付を受けようとする者は、次の要件をすべて満たすことが必要となります。

- (1) 県内に主たる営業所又は工場等の事業所を有する者であること。
- (2) 法人又は法人格を有する団体、その他これに準ずる団体であること。
- (3) 県産材大径材の活用に向けた取組みを行う者であること。
- (4) 大径原木の放射線量検査を実施すること。
- (5) 大径材の素材生産事業者、県産材を取り扱う木材市場及び木材製品を製造販売する事業者との間で、木材の安定供給取引協定が結ばれていること。 なお、2者による協定も可能とする。

#### 6 留意事項

- (1) 採択された場合は、事業計画に基づき、適切に補助金を執行すること。
- (2) 交付した補助金額のうち、1/2以上を不用残額とした場合は、次年度の 公募において応募することは出来ません。ただし、自然災害や社会的・経済 的事情の著しい変化等、応募事業者の責に帰することのできない予測不能な 事態によるものを除く。

#### 7 事業実施期間

補助金の交付決定日~令和7年2月28日(金)

- 8 募集期間、応募方法等
  - (1) 募集期間 令和6年7月17日(水)~令和6年8月9日(金)
    - ア 郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り有効。
    - イ 持参の場合は、締切日の 17 時 15 分までに応募先で受付したものに限り 有効。

(2) 応募方法

応募書類は、以下の応募先まで郵送又は持参により提出してください。

(3) 応募先及び問い合わせ先

福島県農林水産部 林業振興課(木材利用担当)

〒 960-8670 福島市杉妻町 2番 1 6 号 (県庁西庁舎 8 階)

TEL: 024-521-7432 FAX: 024-521-7908

(4) 応募書類

提出部数は、次のア・オを1部、イ・ウ・エを各5部(いずれも正本1部、 残りは副本)とします。

- ア 県産材サプライチェーン構築支援事業応募書(様式1)
- イ 応募概要書(様式2)
- ウ 県産材サプライチェーン構築支援事業における実績及び計画(様式3)
- エ 応募内容のアピールポイント (様式4)
- オ その他添付資料
  - ○登記事項証明書等

法人の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本の写し 団体の場合は、定款又は規約等の写し

○財務諸表(直近2か年分)

貸借対照表及び損益計算書(又は正味財産増減計算書)

- (5) 提出にあたっての注意事項
  - ア 提出した応募書類は、返却いたしません。
  - イ 応募書類に虚偽の記載をした場合は、無効とします。
  - ウ 応募要件を有しない者が提出した応募書類は無効とします。
  - エ 応募書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
  - オー以下の取組は、本事業の対象となりませんので、注意してください。
    - ○他の補助金の交付を受けた取組又は受ける予定のある取組
    - ○本事業による成果について、利用を制限し公益に供しない取組
- 9 補助金交付予定者の選定等
  - (1) 審查方法

審査委員会(非公開)において、書類審査を行い、補助金の交付予定者を

選定します。

# (2)審査の観点

取組背景、大径材の消費能力、製品の特性・市場性、地域貢献度など、大 径材の需要拡大・価値向上に繋がるか審査を行い、評価の高い順から選定し ます。

### (3) 審査結果の通知

選定の結果(採択・不採択)を各応募者に通知します。

なお、条件付きの採択となる場合があります。

また、審査結果に対する異議申立て、質問は受け付けません。

## (4) 採択の取消

採択後に応募要件に該当しないことが判明した場合又は応募書類に虚偽の 記載があった場合は採択を取り消すことがあります。

## (5) 補助金額の変更

審査の結果で決定した補助金額については、原則、増額変更はできません。

# 10 補助金交付申請等の手続

補助金額を内示する際に補助金交付申請に必要な手続等についてお知らせします。この内容に従い速やかに手続を行う必要があります。

また、事業完了後、実績報告書に必要な書類(本事業による製品の製造実績一覧又は販売実績を証明できる書類等)を添付して、事業完了の日から1か月を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに提出して頂きます。

### 11 その他

事業を実施する上での要綱・要領は、次の福島県林業振興課のホームページからダウンロードできますので、必ずご確認のうえご応募ください。

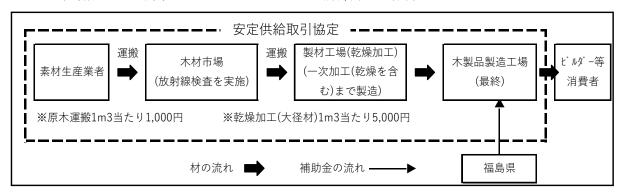
https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36055c/kensanzaisupply.html

- (1) 県産材サプライチェーン構築支援事業補助金交付要綱
- (2) 県産材サプライチェーン構築支援事業実施要領

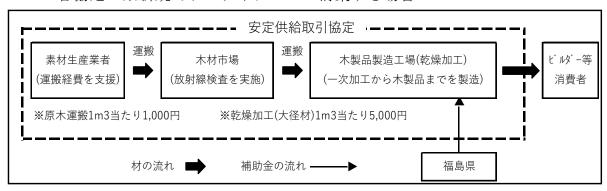
本事業は、福島県森林環境基金を活用して実施しています。

想定するサプライチェーン (安定供給取引協定) の例

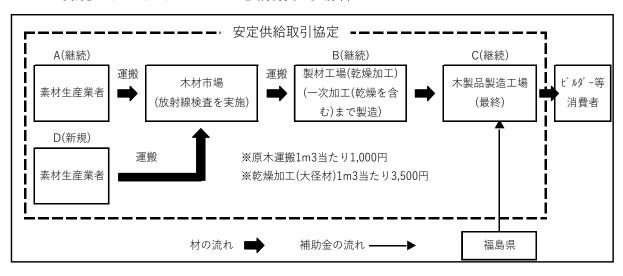
1 4者協定 ※新規でサプライチェーン構築する場合



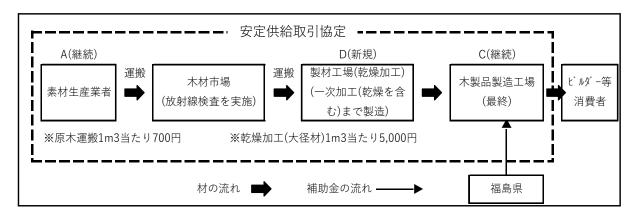
2 3者協定 ※新規でサプライチェーン構築する場合



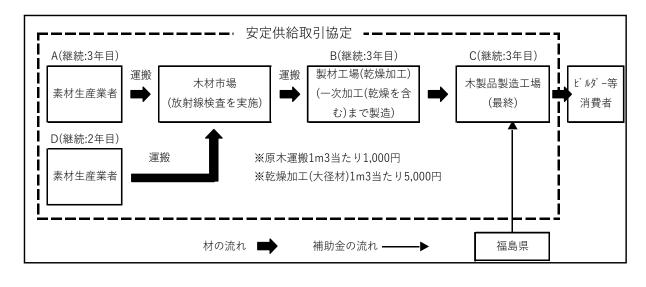
- 3 4者協定(過去に取組実績がある応募者の場合【2年目】)
  - ※A素材生産業者、B製材工場(一次加工)、C木製品製造工場の事業者は、前年度以前と同一の安定供給取引協定の取組を継続し、さらにD素材生産事業者と新規のサプライチェーンを構築する場合



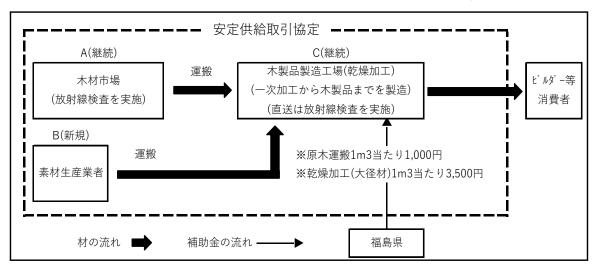
- 4 4者協定(過去に取組実績がある応募者の場合【2年目】)
  - ※A素材生産事業者、C木製品製造工場の事業者は前年度以前に取組実績があり、 前年度と異なるD製材工場(乾燥加工)を加えて新規のサプライチェーンを構 築する場合



- 5 4者協定(過去に取組実績がある応募者の場合【3年目】)
  - ※A素材生産業者、B製材工場(乾燥加工)、C木製品製造工場の事業者は、前年度以前と同一の安定供給取引協定の取組を継続し、さらにD素材生産事業者と過去に取組実績のあるサプライチェーンを再び構築する場合



- 6 2者協定(過去に取組実績がある応募者の場合【2年目】)
  - ※市場と直接安定供給取引協定の取組を締結し、さらにB素材生産事業者と新規のサプライチェーンを構築する場合
  - ※木材市場から県内で生産された原木(県産材)の証明が必須



- 注1 協定を締結する各者は全て別法人であること。
- 注2 木材市場の経由は任意とする。
- 注3 大径原木の放射線量検査を実施すること。
- 注4 締結する安定供給取引は、例示した形態にこだわるものではないが、全径級を対象とする協定の中に必ず大径材の内数を明記し、生産した大径材が加工を 経て製品となるまでの一連の流れが明確となる協定とすること。

また、協定を締結した素材生産事業者へ原木運搬に係る事業量分の補助金を支払う旨、安定供給取引協定に明記すること。

注5 この事業における取引情報の開示について、県が求めた場合は拒むことはできないものであり、協力できる事業者であること。